

重要

こちらは世帯年収 490 万円未満(目安)、または生活保護世帯向けの給付金のご案内となります。就学支援金(授業料減免)制度とは異なりますのでご注意ください。

令和 8 年 7 月 17 日

保護者 各位

千葉経済大学附属高等学校
事務室 会計課

令和 8 年度 千葉県奨学のための給付金について(お知らせ)

千葉県では全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「奨学のための給付金」を給付します。(返済不要の給付金となります)

令和 8 年度より対象世帯が拡充されておりますので下記の支給要件等を必ずご確認ください。

就学支援金(授業料減免)制度とは異なり、別途申請が必要となりますのでご注意ください。

2、3 年生で昨年度、受給されていた方も手続きは必要となります。(自動で更新はされません)

学校から未申請の方へ個別に連絡することはありませんので、対象の方は必ず申請してください。

I. 支給要件

就学支援金の支給対象者のうち、令和 8 年 7 月 1 日現在、次の全ての要件に該当する高校生等の保護者等が対象となります。

(1) 認定基準日(7 月 1 日)に私立高等学校等に在学していること

(2) 保護者等が千葉県内に在住していること

(3) 生活保護(生業扶助)受給世帯、若しくは令和 8 年度の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 182,500 円未満の世帯(世帯年収約 490 万円未満相当)に属すること

※家計が急変された世帯の方は裏面の『家計急変世帯の方へ』をご確認ください。

(4) 国籍・在留資格の要件(日本国籍、特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち日本の小学校・中学校を卒業し、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者)

※保護者等が千葉県以外にお住まいの方は下記の問合せ先一覧のページから申請先をご確認ください。
千葉県外の奨学給付金のお問合せ先

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

※支給要件を満たすか分からない場合、申請期限を過ぎた後に要件を満たす事が判明しても受け付けることができませんので一旦申請をしてください。

II. 支給額(生徒一人につき年額)

No.	支給区分	支給額(年額)
1	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等	52,600 円
2	住民税所得割が非課税世帯(年収 270 万円未満世帯)	152,000 円
3	住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満 (年収 270 万円～380 万円相当の世帯)	50,670 円
4	住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満 (年収 380 万円～490 万円相当の世帯)	38,000 円

マイナポータルにより住民税所得割額を確認することができます。

確認方法は高校ホームページ→『保護者の方へ』のページにあります。

【裏面に続きます】

Ⅲ. 申請方法

申請を希望される方は本校ホームページより『申請希望届出書』をダウンロードし、必要事項を記入の上、高校事務室会計課までご提出ください。届出書は本校ホームページ→保護者の方へのページにあります。ダウンロード出来ない場合は事務室窓口でお渡しします。

申請希望届出書を提出後、翌日以降に申請に必要な ID パスワードを高校事務室まで受け取りに来てください。その ID を使用して『奨学のための給付金』の専用サイトにて電子申請をしていただきます。

申請希望届出書の提出だけでは給付金の申請完了とはなりませんのでご注意ください。

専用サイトのご案内は ID パスワード配布の際にいたします。

ID パスワードの受け取りを郵送希望された方で『申請希望届出書』を提出(郵送)後、10 日以上経過しても ID パスワードが届かない場合は高校事務室会計課までご連絡ください。普通郵便で申請希望届出書を郵送された場合、土日祝日は配達されませんのでご注意ください。

※夏季休業期間：8 月 12 日(水)～8 月 14 日(金)は除きます。

※今年度から原則としてインターネットでの電子申請となります。電子申請の対応が難しい場合は高校事務室までご相談ください。

Ⅳ. 申請希望届出書の提出期限・提出先・お問い合わせ先

提出期限日：**令和 8 年 9 月 3 日(木) 16:00 まで** ※郵送で提出する場合、**9 月 3 日(木) 必着とします。**

提 出 先：千葉経済大学附属高等学校 事務室会計課 (受付時間：平日 8:30～16:00)

お問い合わせ先：電話：043-251-7221 (直通)

※夏季休業期間：8 月 12 日(水)～8 月 14 日(金)は除きます。

郵 送 先：〒263-8585 千葉県千葉市稲毛区轟町 4-3-30

千葉経済大学附属高等学校 事務室会計課 奨学のための給付金 担当 宛

※電子申請の締め切りは**令和 8 年 9 月 8 日(火)までとなっています。**

申請希望届の提出や電子申請の期限に間に合わない場合は事務室会計課までご相談ください。

★早期給付の希望の方へ(1 年生のみ)

1 年生の保護者対象に給付金の年額の 1/4 を早期に給付いたしますので希望される方は高校事務室会計課までご連絡ください。

早期給付の対象世帯は生活保護受給世帯、住民税非課税世帯のみとなりますのでご注意下さい。

早期給付の電子申請締め切りは**令和 8 年 8 月 4 日(火)までとなっていますので希望される方はお早めにご連絡ください。**

なお、昨年度の早期給付は 10 月下旬に支給しました。

☆家計が急変された世帯の方へ(全学年)

通常給付は認定基準日現在に生活保護(生業扶助)受給世帯、令和 8 年度の住民税の所得割が非課税、もしくは住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯が対象となります。

この給付の対象にはならないものの、災害などを起因として家計急変により収入が非課税相当まで落ち込んでいる方は事務室会計課までご相談ください。

なお、定年退職、自主退職等は対象外となります。通常給付と家計急変世帯への支援の両方の給付を受けることはできません。